

建設局積算基準「夏季休暇期間」に関する Q & A

Q 1 「夏季休暇期間」について、5日未満もしくは5日を超える日数で設定することはできますか。

A 1 できません。5日間として設定してください。

なお、7月1日から9月30日までの期間において、5日間の「夏季休暇期間」が確保できない工事については、「夏季休暇期間」を適用しないこととします。

＜「夏季休暇期間」を適用できない場合の一例＞

- ・工期末が7月3日等で、「夏季休暇期間」を設定できる日数が5日間とれない場合

Q 2 「夏季休暇期間」を適用する場合と適用しない場合で「降雨による割増し」及び「雨休率」の設定が変わることはありますか。

A 2 「降雨による割増し」及び「雨休率」の設定は変わりません。

Q 3 設計業務等の委託について「夏季休暇期間」は適用されますか。

A 3 適用されます。その際は、「夏季休暇期間」は休日と同様の扱いとなります。

Q 4 どのような場合に「夏季休暇期間」を変更しますか。

A 4 現場条件や社会的な要請、工事を受注する企業の取得する夏季休暇の日程等の理由により、「8月15日を含む週における、月曜日から金曜日までの5日間の期間」において、「夏季休暇期間」の確保が困難な場合が該当します。

Q 5 「夏季休暇期間」を変更する場合、連続した5日間ではなく、分割して設定することはできますか。

A 5 「夏季休暇期間」は分割して設定することができます。ただし、設定できる期間は、7月1日から9月30日までの期間のみとし、工期内に計5日間の日数を設定する必要があります。

Q 6 前年度の夏季期間等、平成30年8月1日より前の期間に「夏季休暇期間」を適用することはできますか。

A 6 できません。「夏季休暇期間」は、平成30年8月1日制定の積算基準に基づき、平成30年8月1日以降から適用されます。

Q 7 週休2日制における「現場閉所計画書」により「夏季休暇期間」の変更はできますか。

A 7 できません。「夏季休暇期間」を変更する場合は、「現場閉所計画書」の報告書とは別に、協議書を提出してください。